

第40回農地総会議事録

開催日時	令和2年10月7日（水） 午後3時30分から	
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室	
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・加藤 孝幸・高橋 政継・中島 義幸 久保田 彦昭・森田 浩明・大野 哲・竹内 佳代・中島 正根・山本 和正 上田 博・久保 壽美男・川澤 一博・中村 富貴・矢野 強 <div style="text-align: right;">以上17名</div>	
欠席委員	廣井 千里・前田 眞作 <div style="text-align: right;">以上2名</div>	
事務局出席者	岩崎事務局長・近森次長・竹内係長・久保主任・北村主査 <div style="text-align: right;">以上5名</div>	
議 題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 議案外（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・非農地証明願の件 ・農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件 	
備 考〔添付書類〕	○第40回農地総会議案書 ○現地案内図 ○第1号議案案件1 資料 ○第1号議案案件2 資料 ○第1号議案案件3 資料 ○第1号議案案件3 資料2 ○営農型太陽光発電設備について ○第2号議案説明資料（資料①） ○令和2年度 今後のスケジュール（予定） ○転用許可申請等の結果について（報告）	

開 議 長	会 議 長	(高橋 政継 が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 40 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は前田眞作委員，廣井千里委員の 2 名です。 委員総数 19 名中 17 名の出席です。過半数に達しておりますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき，本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして，議事録には，議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので，私の方で指名させていただきます。 署名委員は，西本統洋委員と中村富貴委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 久保主任	議 議 長	ただいまから，議案の審議を行います。 第 1 号議案，農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より，議案の説明をお願いします。 今月は，全体で 10 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 は，鏡大河内，その他の区域，畑，418 m ² 外 3 筆，合計 4,447 m ² を，贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 譲受人は新規就農者であり，現在の経営面積は 0 m ² ですので，耕作計画書を添付しての申請となっております。 耕作計画書によりますと，譲受人は長野県においてワイン生産の研修を受けており，また昨年 12 月より土佐町のブドウ園を借り，本格的な農業経営に向けて準備を整えてきたとのこと。今後は申請地においてワイン生産のためのブドウ園の経営を開始したいと考えていますが，苗木が成長するまでの数年間は現在の職業である IT コンサルタント業を兼業し，その後は農業の専業に移行する予定とのこと。 農業への従事については，当初は年間 200 日を予定しており，他に妻も農業を手伝う予定であることから農地の効率的な利用が可能とのこと。 農機具については，現在所有しているものではありませんが，経営開始に際して，軽トラック 1 台を購入する予定であるとのこと。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響を及ぼすことはないとのことです。

なお、譲受人は現在の経営面積が0㎡ですが、今回の申請が許可になれば経営面積は合計で4,447㎡となり、鏡地区の下限面積要件の1,000㎡を超えることとなります。

また、9月28日の第一事前審査会の段階では、申請地のうち西側の一部について雑草が繁茂している状態であったため、申請者に草刈りを行い、現地を農地に復するよう指導しておりましたところ、10月6日に草刈りが完了したとの連絡があり、鏡地区の山本修彦農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を行い、草刈りされていることを確認しました。

なお、現地の状況については、お手元の資料の1枚目右肩に「第1号議案 案件1」と記載のある写真のとおりとなっております。

現地の状況については、あらためてご判断をお願いいたします。

続きまして案件2は、議案書5ページの案件9と譲受人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

案件2は、池、市街化調整区域、田、99㎡外3筆、合計427.84㎡を、議案書5ページの案件9は、春野町仁ノ、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、376㎡外3筆、合計1,505㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、案件2はNo.2を、案件9はNo.10をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地は耕作不利地を除いて耕作及び保全管理しているとのことで、高知市外にも、南国市、須崎市、香南市にも経営農地があることから、各自治体の農業委員会に、耕作状況について照会したところ、須崎市及び香南市農業委員会からは、耕作中もしくは保全管理されているとの回答を得ています。

南国市農業委員会からは、譲受人が所有する南国市の農地の一部について作業道路として利用されており、調査を行っている旨の連絡があり、9月28日の第二事前審査会、9月29日の第四事前審査会ではその経過をご報告しておりました。その後、申請者より南国市農業委員会に、該当の件については農作業道を設置しているもので違反転用でないとの申し立てがあったとのことで、南国市農業委員会より、改めて譲受人所有の農地については耕作もしくは保全管理されており、農地敷地内の作業道路についても田を畑にかさ上げするための土の搬入路であり、農作業道であるとの回答をいただきました。

耕作計画としては、両案件とも栗を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕運機など 11 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5人の作業員を雇用して農作業を行っているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、影響はないと考えるとのことです。

なお、案件2の申請地の一部については、事前の現地調査で竹林となっていることを確認しております。現地の状況についてはお配りしている「第1号議案 案件2」と書いている資料の写真のとおりです。

9月16日に譲渡人と譲受人の代理人、中島義幸農業委員と北川辰雄農地利用最適化推進委員と事務局で現地立会を行い、申請地の農地性が認められないため、竹を伐採するよう指導したところ、同日、譲受人代理人より竹の伐採を行い、農地として復元する旨の申し出があり、事前審査会でもその旨を報告いたしました。

しかし、10月5日に、代理人より連絡があり、隣地の地権者に立会してもらって伐採する計画をしているが、スケジュールの都合上、農地総会までに伐採できないため、11月総会には間に合うように伐採をしたいという旨の連絡がありました。

したがって、現地の状況については、お配りした写真の状況から変わっておりませんので報告いたします。

続きまして、議案書は3ページをご覧ください。

議案書3ページから4ページにまたがります案件3は、仁井田、市街化調整区域、畑、372㎡外7筆、合計6,396㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3とNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添についてご説明いたしますが、事前審査会の時点から、計画内容について変更がありましたので、変更された内容に基づいて説明いたします。

申請書の別添によりますと、今回の申請地では、全体で万次郎カボチャを栽培する予定であるとのことです。当初申請ではカボチャ及びサカキを栽培するという計画でしたが、計画の変更の申し出が提出されています。

農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、取得後は効率的な利用ができるとのことです。また、現地は取水が困難な土地ですが、井戸を掘ることと工業用水を利用することで対応するとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い

営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、今回の申請地では、農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光発電パネルを設置し、パネルの下部で営農を継続しながら発電を行う、営農型太陽光発電施設を導入予定であると譲受人より聞き取りしております。

営農型太陽光発電施設の設置には、空間の占有部分について地上権の設定、支柱部分について一時転用許可が必要となります。この際、一時転用許可の要件のひとつに「下部の営農の適切な継続が確実に認められること」があります。

このため、9月16日に中島義幸農業委員と北川辰雄農地利用最適化推進委員と事務局で申請地の現地確認を行ったところ、取水が困難であること、またそれにより収量の確保が難しくなることが懸念されたため、9月28日の第二事前審査会でその旨をご報告いたしました。

第二事前審査会では、権利取得後の耕作計画について、潮風の影響、取水の方法と確保の見通し、通作等について、詳細な計画を聞き取り調査することをご指示いただきましたので、申請者代理人に確認し、回答をいただいております。

本日、机上配布しております資料の、左上に（第1号議案 案件3 資料2）とあります「農地法第3条許可申請について耕作計画等にかかる質問及び回答」と記載した資料をご確認ください。

まず、潮風の影響、収量見込、灌水方法等については、当初、サカキ、カボチャを栽培する予定となっていた計画を変更し、全面に万次郎カボチャを栽培することとなりました。取水などの計画は先に述べたとおり、井戸と工業用水を取水することで対応することとなり、これにより反収1000kgの収穫を予定するとのことです。

また、通作計画については、月に10日程度、仁井田まで通う計画とのことで、農業用機械等は、近隣の雑種地を借りて置いておくとのことです。

なお、現地の状況については、お配りしている資料のうち、「第1号議案 案件3」の写真のとおりです。

また、譲受人は四万十町に居住しているため、経営面積を確認する資料として、四万十町農業委員会の耕作面積証明書が添付されております。

所有している農地の経営状況については、第二事前審査会の時点では、四万十町農業委員会に照会中でしたが、9月30日に四万十町農業委員会より、一部の農地が耕作不利地ではないにも関わらず遊休農地であるとの回答を得ました。

このため、譲受人の代理人に状況を確認しましたところ、当該農地に関しては、耕作地として復旧させるか、長期間荒廃しているため非農地証明を取得し、農地から除外するか検討するとの回答がありましたが、いずれの方法を取るのか本日までに説明

はなく、四万十町農業委員会からも、特にご連絡はいただいております。

続きまして案件4は、長浜、市街化調整区域、田、940㎡外1筆、合計1,465㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.5をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は経営する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農作業に常時従事しており、譲受人の両親も農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は、春野町弘岡上、市街化調整区域、畑、363㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.6をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、譲受人の妻と両親も農作業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲は畑作地帯であり、これまでどおり野菜の栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件6は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、175㎡を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、譲受人の妻と母も農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲は水稻作地帯で周囲と同じ稲作のため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件7は、春野町芳原、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、653㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No. 8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、果樹を栽培する予定であるとのことです。また、譲受人は津野町にも経営農地があるため、津野町農業委員会に耕作状況について照会しましたところ、全て耕作中との回答がありました。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、譲受人の妻も農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地の影響については、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件8は、春野町秋山、市街化調整区域、田、366㎡外1筆、合計815㎡を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No. 9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地で、緑に塗った所が譲受人の経営農地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、栗を栽培する予定であるとのことです。

また、譲受人は南国市と香南市にも農地を所有しているため、それぞれの自治体の農業委員会に農地の耕作状況について照会しましたところ、全て保全管理されているとの回答がありました。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事していることから、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法について地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、9月29日の第四事前審査会において、隣接する農地の所有者の方より、排水について心配の声があるため、排水計画について申請書に明記していただくようのご指示をいただきましたので、申請者にその旨をお伝えし、申請書別添の「周辺地域との関係」の欄に「申請地東側の隣接農地との境界に新たに水路を設置して、隣接する農地に支障がないようにする。なお、東側の隣接農地を購入することになった場

合は、申請地の東側ではなく、東側隣接農地の東側へ水路を設置する。」と記載していただきました。

続きまして、議案書6ページにまたがります案件10は、春野町森山、市街化調整区域、畑、968㎡外4筆、合計1,864㎡を、譲受人の希望による経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請でしたが、令和2年9月28日付けで申請取下願が提出され、29日付けでこれを受理しております。

以上、案件4から案件9については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えられます。

案件1については、申請地が耕作できる状態になっていると判断されれば、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

案件2については、今回の申請地について竹の伐採が完了していないため、現時点では、農地法第3条第2項第1号に該当し、許可要件を満たさないものと考えます。なお、今後、竹の伐採が完了し、現地が耕作できる状態に戻ったと判断されれば、許可要件のすべてを満たすと考えます。

案件3については、四万十町の経営農地について、一部が遊休農地になっていることですので、現時点では農地法第3条第2項第1号に該当し、許可要件を満たさないものと考えます。今後、四万十町の経営農地について農地に復元、あるいは非農地証明の交付を受けるなどして、全ての農地が適正に管理されていると認められ、かつ、耕作計画の内容について、申請地を効率的に利用できるものと判断されれば、許可要件のすべてを満たすと考えます。

案件10は申請取下となっております。なお、取下願については、来月の農地総会で報告案件として出てまいります。

申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議長

第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。

池澤委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員より、西側の申請地について草刈りができていないという報告がありましたので、事前審査会では結論を出しておりません。改めて総会での審議をお願いします。

議長

次に、第二事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。

久保田委員

案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員より、今回の申請地につい

	<p>て竹の伐採ができていないという報告があり、また、事前審査会の時点では、南国市の農地について、南国市農業委員会が内容を確認中ということでしたので、結論を出しておりません。</p> <p>案件3については、譲受人の四万十町の農地については、事前審査会の時点で四万十町より回答が来ておりませんでした。</p> <p>また、申請地については、もう少し詳細な営農計画を教えていただかないと、効率的な営農が行えるかどうか判断できないという意見がありましたので、結論を出しておりません。</p> <p>したがって、案件2と3については、改めて総会での審議をお願いします。</p>
<p>議 長 上田委員</p>	<p>次に、第四事前審査会上田委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件5から案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p> <p>案件8については、地元委員から、排水について配慮してもらいたいとの意見があり、排水計画を申請書に記載していただければ許可相当と判断することとしました。事務局からの説明のとおり、申請書に排水計画を記載していただいたとのことですので、許可相当と判断してよいと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>案件9については、南国市の農地について、南国市農業委員会が内容を確認中ということでしたので、結論を出しておりません。総会での審議をお願いいたします。</p> <p>事前審査会の報告が終わりました。今月は事前審査会で意見がまとまっていない案件がいくつかありますので、案件2、案件3を個別に審議することとして、先にそれ以外の案件について審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので、先に案件2、案件3以外の案件を審議いたします。</p> <p>ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>西本委員</p>	<p>案件1と案件9は、事前審査会で結論が出てないというご報告でしたが、いかがでしょうか。</p> <p>案件1は、写真のとおり、事務局で草刈りの確認ができたので、許可でよいのではないかと思います。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>案件1については、許可でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>続いて、案件9について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
<p>竹内係長</p>	<p>事務局から補足いたします。事前審査会において、問題となっておりました南国市の土地について、十分な管理ができている状態にあるのかという点について、先ほど</p>

久保から説明しましたとおり、土地の一部に作業道がついているということで、南国市農業委員会に確認をしていただいておりますが、「田を畑に嵩上げをするための農作業道であるため特に違法性はないものと認めます。」との回答を改めていただきました。第二事前審査会での私の印象では、地元の推進委員としては、土地の所有権移転だけのことであれば、特に問題ないとの意見だったのではないかと考えておりますが、改めてご意見等があればお願いしたいと思います。

上田委員 事務局から説明がありましたとおり、南国市農業委員会からそのような報告があったのであれば、案件9については許可相当でよろしいのではないのでしょうか。

大野会長 農道を作って田を畑にすることについて、何か制約はないのですか。

竹内係長 農作業道を農地の中に付けることについては、200㎡未満の農業用倉庫と同様に、転用の許可を取る必要はないものとなっております。農業用の作業道あるいは農業用の個人で使う水路についても転用許可を取る必要はありません。今回の南国市の土地につきましては、田を畑に嵩上げをするために機械を入れたいということで、現在嵩上げ途中ということですので、今後畑としての管理ができていくかについては、南国市農業委員会で判断されると思いますが、農地を農地として嵩上げをするための道路であれば、現時点で違法性はないということで南国市農業委員会から回答をいただいております。

大野会長 何も制約はないということですね。

議長 他にご意見やご質問はありませんでしょうか。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。

案件2、案件3以外の案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 そのように決定いたします。

続いて、案件2を審議いたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委員 (意見・質問なし)

議長 ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。

案件2については、申請地の一部が竹林になっており、竹を伐採するとのことですが、作業が間に合っておりませんので、現在は農地としての利用ができないものと思われまます。このため、案件2については、農地法第3条第2項第1号に該当するものと考えますので、来月の農地総会までに竹を伐採をするよう指導し、今月は保留とす

委員
議長

ることに決定したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

そのように決定いたします。

続いて、案件3を審議いたします。

案件3については、営農型太陽光発電設備の設置を考えておられるということですので、事務局から制度の説明をお願いします。

竹内係長

営農型太陽光発電設備への農地転用について、一般的な制度全体をご説明いたします。

本日お配りしております資料のうち、横長の「営農型太陽光発電設備について」という資料をご確認ください。資料は農林水産省作成のものを印刷しております。

なお、今回の第1号議案、案件3は農地の所有権移転についてのものですので、例えば、転用許可の要件も満たさないと、今回の3条も許可できないというものではありません。

ただし、3条の営農計画と、5条が出てきた時の下部の営農計画が全く違うということでは困りますので、今回、後に5条の一時転用許可要件を満たせるかどうかにも配慮して営農計画を立てるよう申請者に指導しております。

ご承知のとおり、「営農型太陽光発電設備」とは、農地に支柱を立てまして、その支柱の上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部の農地では、引き続き、営農を継続するようなものを指します。

この場合、転用は一時転用申請となり、支柱の立つ基礎部分のみ、つまり、例えば25平方センチメートル×40本で0.1平方メートル、というような申請内容になります。一時転用期間は、一般的には3年以内となり、発電事業を継続する場合には、期限がくる前に、改めて再度一時転用許可を受ける必要があります。

また、農地の耕作者と、上で太陽光発電をする転用者が異なる場合には、5条申請と合わせて、上部空間を占有するための区分地上権設定の3条申請が必要となります。農用地区域、あるいは甲種農地、第一種農地等の優良農地では、太陽光発電施設を設置する内容での転用申請は許可になりませんが、営農型太陽光発電施設に関しては、一時転用申請になりますので、こうした優良農地についても許可の見込みがあることとなります。

ただし、連坦した農地の端ではない場所であったり、連坦した農地を分断するような形での設置は、周辺農地の営農に支障をきたすものとして、許可にならないものと高知県では判断していると聞いております。

今回の土地については、農用地区域内の農地ですが、農地を分断する形にはなっ

いないため、立地要件については許可見込みがあることを県に確認しております。

資料下段「営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容」という所をご覧くださいと書いておりますとおり、一時転用許可に際しては、下部での適切な営農の継続が確実であるか、また周辺農地の営農に支障が生じないかをチェックすることとなっており、具体的には地域の平均的な収量の8割が確保できる計画になっていることが求められます。

この計画の確認のため、一時転用申請の際に、通常太陽光発電「改良普及所などの普及指導員、大学等の試験研究機関、設備の製造業者等、知見を有する者の意見書」「営農計画書」「遮光率に関する資料、計算表」「原則として市町村を単位とする、地域の平均的な単収に関する資料」が求められます。

また、3番に書いてありますとおり、農地の耕作者より、年に1回、2月末までに農作物の栽培状況を報告していただくこととなります。農業委員会としても、年に1度、農地パトロール等の際に、適正に営農が継続されているか現地調査を行う必要が生じます。

ここで、地域の平均的な収量の8割を達成できなかった場合、県及び農業委員会としては、収量を増やして目標を達成するよう指導いたします。8割という目標がどうしても達成できないとなった場合には、県は許可の取消、あるいは更新のための次の一時転用申請を許可しないとといった対応を取り、既に設置している太陽光発電施設について撤去するよう指導します。

許可が切れた時点で、当該地については違反転用ということになりますので、その時点から売電事業は行えなくなり、撤去の指導は、違反転用に対する指導ということになります。なお、この撤去については、最初の申請に際して、撤去費用の見積、撤去費用を含む資金証明をいただき、そのような事態になった場合には撤去できることの確認をすることになっています。

以上、一般的な話にはなりますが、制度の説明をさせていただきました。

議 長

事務局から制度の説明が終わりました。

案件3については四万十町の農地のことがありますので、現在、対応をお願いしているとのことです。また、事前審査会で、耕作計画について確認をしたい、という意見が出ており、事務局から回答の説明がありましたが、申請者からの回答内容についてはいかがでしょうか。

矢野委員

また、それ以外についても、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
(第1号議案 案件3 資料2)を読んでいたのですが、案件3の譲受人は農業がメインなのか、太陽光発電事業がメインなのか。

竹内係長	今後の話ということになります。今回の譲受人が営農をし、農地の上で太陽光発電をするのは別の事業者ということで聞いております。
議 長	他にありませんか。
久保委員	太陽光発電の下で何を作るのか。
竹内係長	万次郎カボチャです。
久保委員	8割の収量が必要だということだが、収穫できた実績はあるのか。どのくらいの収量が10割なのか分かるのか。
竹内係長	単収に関する資料は、今回の3条許可の申請に必要なため、添付していただいておりますが、5条の一時転用の申請のときには添付していただく必要があります。この資料は市町村単位ということですので、高知市全体で万次郎カボチャを作ると一反当たりこれくらいの収量があるという資料は農協などにあると思いますので、それと申請者が目標とする収量が8割となるように計画をしていただく必要があります。
大野会長	今回は3条の申請なので、四万十町の農地がきちんと管理できているか判断すればよいということですね。
竹内係長	そうです。ただし、耕作計画について、質問の回答がこれでは不十分ということで、次の農地総会までに確認をしておいてもらいたいところがあれば、そこを確認しておかないと、来月になって耕作計画の回答が、これではダメということになってしまうと、申請者側も1カ月猶予があったのになということになってきますので、もしこの回答内容が不十分で、確認をしておく必要があることがあれば、今質問を受けますのでお願いいたします。
矢野委員	譲受人は、四万十町では何を作っているのですか。
竹内係長	四万十町の農地については、一部荒廃しているそうですが、それ以外の農地では水稲を栽培していると聞いております。
矢野委員	作目について、カボチャとサカキを作るのかと質問をしたら、万次郎カボチャと回答があったわけですね。
竹内係長	万次郎カボチャに変えると回答が来ました。
議 長	他にありませんか。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 案件3につきましては、譲受人が所有する四万十町の農地の一部について、四万十町農業委員会より、現地が耕作放棄されているとのご連絡をいただいております。耕作計画については、申請者からの回答で、効率的な利用が可能であると確認できたものと判断しますが、四万十町の農地が荒廃しているため、本案件は農地法第3

	<p>条第2項第1号に該当するものと考えます。四万十町の農地について、来月の農地総会までには是正をするよう指導し、今月は保留とすることに決定したいと思います。ご異議はございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p>
	<p>続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>久保主任</p>	<p>今月は、全体で1件の申請が出されております。議案書は8ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、議案外報告④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件の、案件3と関連案件となっておりますので、先に議案外報告から説明させていただきます。議案書は38ページをお開きください。</p>
	<p>案件3は、一宮南町一丁目、田、137㎡外11筆、合計2,516㎡につきまして、賃借権を合意解約したものです。なお、令和2年7月29日付で合意解約通知が提出され、令和2年8月18日付で受理しております。解約になった土地の一部が第2号議案案件1の申請地となります。</p>
	<p>それでは、第2号議案の案件1の説明に戻ります。議案書は8ページにお戻りください。</p>
	<p>案件1は、一宮南町一丁目、田、1,131㎡外6筆、合計3,174㎡を、太陽光発電施設に転用するため、所有権を移転するという内容の申請です。</p>
	<p>現地案内図は、No.12をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。</p>
	<p>農地の種別につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であり、農用地区域の指定も受けていないことから、第2種農地と判断しております。</p>
	<p>それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。</p>
	<p>資料1枚目の事業計画書によりますと、申請地は譲渡人が相続した後、第三者に依頼して、維持管理をしていた農地であり、土地の有効活用を図るため、株式会社ライフラインサービスに所有権移転し、太陽光発電施設への転用をすることとしたものであるとのことです。</p>
	<p>続いて、資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。転用計画としましては、縦1.64m、横0.992mの太陽光パネルを合計864枚、パワーコンディショナ6台、キュービクル1台を設置し、メンテナンス作業スペースを設置する計画となっております。更に、容易に立ち入りが出来ないように、申請地の周囲に高さ1.2m程のフェンスを設置</p>

し、フェンス内には浸透式の防草シートを張る計画となっています。

また、申請地の南側進入路の東に引込支柱を設置し、引込線をすぐ東にある高知市道をまたぎ、既存の四国電力の電柱に接続する計画で、既存の電柱は隣接する高知市道脇にあることを本市道路管理課に確認しております。

従いまして、電線は本件申請地と譲渡人の所有地及び高知市道の上空を通ることになりますので、上空地益の同意は不要となっております。

申請地への進入経路については、申請地南側譲渡人名義の公衆用道路から進入する計画となっております。

造成計画については、現地は整地のみ行い、造成は行わない計画となっております。

次に、申請地周辺の状況について説明いたします。資料3枚目の合わせ図をご覧ください。

ピンクで囲んだ部分が本件申請地となり、申請地の東側は、譲渡人所有の田となっております。北側は道路を挟んで宅地、西側は田、南側は譲渡人名義の公衆用道路を挟んで雑種地となっております。申請地西側の田につきましては、資料4枚目の隣地関係者同意書がないこと理由書が添付されており、理由については、田の所有者に令和2年3月中に3度自宅を訪問しましたが、いずれも不在であり、同年4月に郵便にて案内書類を送付しましたが、所有者からは返送も連絡もないため、被害防除計画にて対応するとのことでした。

続きまして、資料5枚目の被害防除計画の内容についてご説明いたします。

土砂の流出、堆積、崩壊に対する対策としましては、土台は地中に支柱を打ち込むのみで、土地の形質等は現況と変わりませんので、太陽光発電設備の設置に伴って、新たな被害は発生いたしませんとのことでした。万一、土砂の流出等、被害が生ずることとなった場合は、擁壁を設けるなど、必要に応じて誠実に対処いたしますとのことでした。

雨水排水・生活雑排水に対する対策ですが、地表は土のままですので、雨水排水は現況と変わりません。全面に防草シートを張りますが浸透式のもので、パネル間には1cmの隙間がありますので、雨水が一か所に集まることはなく、全面に浸透するため、太陽光発電設備の設置に伴って、新たな被害は発生いたしません。万一、被害が生ずることとなった場合は、排水路を設けるなど必要に応じて誠実に対応いたしますとのことでした。

周辺農地の日照、通風については、太陽光発電施設の高さが約1.2mのものであり、ほぼ申請地以外に日陰は生じませんので日照には支障がありませんとのことでした。

その他の事項としては、申請地の草刈りは2ヵ月に一度の保守管理の徹底をし、周

辺農地における農業機械等の利用の妨げにならないように緩衝地を設けるとのことで
す。また、近隣農家の苦情や要望が出た場合には、その意見を尊重し、誠実に対応す
るとのことです。

次に、他法令の手続きについてご説明いたします。

現地は建物等を建築しないため、都市計画法の開発許可の申請は必要ありません。

その他の添付書類についてご説明いたします。

資金証明書類としましては、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、
今回の転用に必要な資金を賄えることを事務局にて確認しております。

その他、太陽光発電施設の運営に関する添付書類として、経済産業省の太陽光発電
設備に係る認定通知書、四国電力の太陽光発電施設の設置に伴う系統関係に関する書
類が添付されております。

なお、第三事前審査会の席上で質問のあった内容について、申請者に照会し、回答
を得ましたのでご報告します。

現在、申請地の東西にあるセメントの畦畔については撤去せずにそのまま残し、ま
た、自然浸透しない雨水については、北側の水路に排水する計画であるとのこと
です。

以上の2点については、地元の山本巖農地利用最適化推進委員にご報告し、その内
容であれば問題ないとのご了承をいただきました。

また、現地について土地改良区に入っているのではないかとのご指摘があり、申請
者代理人に確認をお願いしたところ、ご指摘のとおり改良区に入っているとのこと
でしたので、現在、土地改良区からの同意書をいただくよう手続き中とのこと
です。

最後に、同意書が取れていない隣地所有者につきまして、なお同意をいただくよう
努力していただきたいというご要望がありましたので、申請者代理人にお願いしてお
り、改めて電話で連絡をしてみますとのことでしたが、本日までに隣地所有者と連絡
が取れなかったとのご連絡をいただきました。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議 長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が
第三事前審査会です。第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議
したところ、いくつか確認したい事項がありましたので、事務局に確認を依頼し、そ
こで問題がなければ許可相当と判断しました。

確認事項への回答については、事務局から報告があったとおりで、担当区域の農地
利用最適化推進委員からは、回答内容に問題ないとの意見をお聞きしましたので、許
可相当と考えます。

議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
中島(正)委員 大野会長	土地改良区内の農地なので、やはり土地改良区の意見書が必要なのではないかと必要だと思います。山本推進委員は、土地改良区の理事でもあると思いますので、その辺りの手続きはちゃんと踏むと思いますが。
中島(正)委員	やはり必要書類はきちんと整えていただかないと。土地改良区を軽視してもらっては困る。特に転用ですので、決済金の問題や農地・農道・水路の後の維持管理のこともちゃんとしてもらわないと。土地改良区の意見がOKとなってからでないと。
議 長	それでは、案件1につきましては、3,000 m ² を超える案件ですので、県ネットワーク機構に諮問したのち、土地改良区の意見書の添付がないため不許可相当、ただし意見書の添付があれば許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは、そのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
久保主任	<p>今月は、19件の申請が出されております。</p> <p>内訳は、所有権移転が2件、利用権の新規設定が7件、更新設定が10件となっております。</p> <p>議案書10ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権の移転をするものが2人、所有権の移転を受ける者が2人で、所有権移転を行う農地は、田が2筆で合計2,585 m²です。</p> <p>次に、議案書11ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が17人で、延べ17人、利用権の設定を受ける者が14人で、延べ17人となっております。</p> <p>土地の内訳は、田が70筆で60,554.5 m²、畑が3筆で1,714 m²、合計73筆で62,268.5 m²です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が44筆で29,707.5 m²、更新設定が29筆で32,561 m²となっております。</p> <p>利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は18ページをご覧ください。</p>

案件 13 は、農地中間管理機構による中間管理権が設定されていた土地について、賃借権を合意解約し、新たに農地売買等事業による売買を行うという申し出で、議案外報告④農地法第 18 条第 6 項の案件 7、案件 8 と関連案件となります。

先に農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の件についてご説明します。議案書は 41 ページをご覧ください。

案件 7 は、春野町弘岡上、田、1,038 m²の土地につきまして、土地所有者と農地中間管理機構との、案件 8 は同一の土地につきまして、農地中間管理機構と最終借受人との賃借権を当事者双方の合意により解約したことについて、令和 2 年 8 月 31 日に通知があったものです。

なお、2 件の合意解約通知については、担当区域の農地利用最適化推進委員の確認を経て、事務局長専決処理により受理しております。

それでは、第 3 号議案の説明に戻ります。議案書は 18 ページにお戻りください。

案件 13 は、先ほどご説明したとおり、農地中間管理機構が行う農地売買等事業による売買の内容となっております。

農地売買等事業とは、農業経営基盤強化促進法第 7 条におきまして、農地中間管理機構が特例事業として行うことができる事業の一つとして規定されております。農業経営を縮小しようとする農家から、高知県農業公社が優良な農地を買い受け、中間保有をした後に地域の担い手農家に売り渡すという内容の事業となっております。農地中間管理機構の制度が発足する以前は、農地保有合理化事業という名前で同様の制度がありましたが、それと同様の事業を中間管理機構でもできるようにしたものです。

申し出の段階では売り手が決まっていない農地銀行の農地のあっせんとは異なり、あらかじめ売り手と買い手が揃った状態で、公社との三者で申請をしていただくこととなります。

要綱等によりまして、土地については農振農用地区域内の土地であること、また最終の買い手は、認定農業者になっていることといった条件が付けられておりますが、農地の出し手となった農家は、売買代金に 800 万円までの税控除が受けられることとなります。

なお、本件が妥当なものと決定されますと、公社への所有権移転手続きの後に、今度は公社から最終買受人への所有権移転の申請がなされることとなります。それでは、申し出の内容についてご説明します。

案件 13 は、春野町弘岡上、田、1,038 m²について、高知県農業公社が所有権を取得する内容の申請です。なお、最終買受人は、現地で水稻を栽培する計画であるとのことです。また、議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻

した額となっております。

続きまして、議案書 19 ページの案件 15 は、春野町東諸木、田、1,547 m²を、売買により所有権を移転しようとするものです。本案件は、令和 2 年 8 月 11 日に譲渡人よりあっせんの申し出があり、令和 2 年 9 月 2 日に J A 高知県春野支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。なお、議案書に記載している金額は、売買価格を 1 反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転の案件については、以上です。

それでは、利用権設定につきまして、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、すべて令和 2 年 11 月 1 日となっております。

議案書は 12 ページにお戻りください。

案件 1 は、仁井田、市街化調整区域、畑、462 m²を、10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 2 は、仁井田、市街化調整区域、畑、780 m²を、10 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、本件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書 13 ページから 15 ページにまたがります案件 4 は、布師田、田、571 m²外 15 筆、合計 14,145 m²を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして案件 5 は、布師田、田、469 m²外 1 筆、合計 1,606 m²を、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受けるもので、5 年間使用賃借権を設定するものです。なお、貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 15 ページから 16 ページにまたがります案件 6 は、高須、田、90 m²外 2 筆、合計 3,774.5 m²を、5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 18 ページから 19 ページにまたがります案件 14 は、春野町弘岡下、田、363 m²外 4 筆、合計 1,938 m²を 10 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして、案件 16 と案件 17 は、借人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明します。案件 16 は春野町秋山、登記地目田、現況畑、472 m²外 3 筆、合計 1,512 m²を、案件 17 は、同じく春野町秋山、田、624 m²を、両案件とも 3 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。なお、借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は 15 年ほど前から口約束で申請地を借りて耕作しており、これまで借りていた土地を正式に借り受けて耕作を続けていく予定であるとのことです。

議案書は 20 ページに移りまして、案件 18 は、春野町甲殿、田、496 m²外 2 筆、合計 1,051 m²を、10 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして、議案書 21 ページにまたがります案件 19 は、春野町森山，登記地目畑，現況田，267 m²の内 200 m²外 7 筆，合計 3,815 m²を，3 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお，借人は農地台帳に登録がないので，耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと，借人は以前から口約束で申請地を借りて耕作しており，これまで借りていた土地を正式に借り受けて耕作を続けていく予定であるとのこと。また，申請地の一部が未相続地となっておりますが，相続権者は貸人のみであることを事務局で確認しております。

以上，利用権の更新の案件も含め，計画の内容は，経営面積・従事日数等，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件について，本会で計画が妥当なものと決定されますと，令和 2 年 11 月 1 日付けで高知市が公告し，効力が発生するものです。

以上で第 3 号議案の説明を終わります。

議 長

第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二，第三，第四事前審査会です。まず，第二事前審査会の久保田委員長から報告をお願いいたします。

久保田委員

案件 1 と 2 については，計画を妥当と認めました。

議 長

次に，第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

案件 3 から 12 については，計画を妥当と認めました。

議 長

次に，第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件 13 から案件 19 については，計画を妥当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。それでは，審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見・質問なし)

議 長

ご意見やご質問がないようでしたら，審議を終わります。

全ての案件につきまして，計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

全ての案件について，計画を妥当なものと決定いたします。

議案外の報告を事務局より一括してお願いします。

久保主任

議案外の案件について，まとめてご報告いたします。

まず，「①農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。議案書は，23 ページをご覧ください。

今月は 4 件の届出が出されており，地区の内訳は，23 ページから 27 ページにまたがりまして，朝倉と春野が混在した案件が 1 件，一宮が 1 件，27 ページから 28 ページ

ジにまたがりまして、五台山が1件、春野が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、30ページをご覧ください。

今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、鴨田が1件、三里が1件、30ページから31ページにまたがりまして、長浜が2件、介良が1件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書は、33ページをご覧ください。

今月は14件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が4件、初月が1件、34ページに移りまして、秦が2件、鴨田が1件、中央が1件、35ページにまたがりまして一宮が5件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、「④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は、37ページをご覧ください。

今月は、9件の通知が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、38ページに移りまして、一宮が1件、39ページに移りまして、一宮と布師田が混在した案件が1件、40ページに移りまして、介良が1件、41ページに移りまして、大津が1件、春野が3件となっております。なお、今回、案件3と案件5につきましては、ページ数の関係で記載の仕方を少し変えております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。

続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。議案書は、43ページをご覧ください。

今月は9件の申請が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、鴨田が2件、44ページにまたがりまして、三里が1件、大津が1件、45ページにまたがりまして、春野が4件となっております。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>を交付しております。</p> <p>続きまして、「⑥農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件」についてご報告いたします。議案書は47ページをご覧ください。</p> <p>今月は、1件の4条届出取消願が出されており、地区の内訳は潮江が1件となっております。本案件は、令和2年8月17日付で取消願が出され、8月19日付で受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたらお願いします。</p>
<p>事 務 局 報 告</p> <p>近森次長 竹内係長 議 長 委 員 議 長 議 長 西本委員</p> <p>岩崎局長</p> <p>西本委員</p>	<p>(「令和2年度今後のスケジュール(予定)」を説明)</p> <p>(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。</p> <p>その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>今回はいくつか再審議となりましたが、事務局が申請を受けるときに、いつまでに受理したものを審査しなければならないのか。不足資料は、いつまでに整えなければならないのか。その辺を明確にすれば、もっと審議がスムーズに行くと思います。例えば、事前審査会のときに、現地がまだ草刈できていない状態であれば、次の会で審議するとか、そういう段取りはできないのか。あまりにも融通を利かせすぎている。不足資料が総会までに間に合えば審議するとかいうことではなく、事務の取り扱いについて事務局で検討していただきたい。</p> <p>以前にもご説明をしたと思いますが、行政手続法という法律がございまして、申請者が申請をしたいということであれば、受付・受理せざるを得ないという法の規定がございまして、そういった規定に基づいて手続きしているところです。ご理解をいただければと思います。</p> <p>審議をできないものは、受付できないということでもいいのではないかと思います。書類を整えば次の総会で諮るということで、それだけでいいと思います。その取り扱いを共有してください。審議にあまりにも時間がかかり過ぎる。</p>

議 長	事務局, よろしくお願ひします。
次 回 農 地 総 会 議 長	他にご意見・ご質問がないようでしたら, 本日の農地総会を終了いたします。 次回の農地総会は, 令和2年11月9日(月)を予定しております。
閉 会 議 長	(議長 高橋政継 挨拶して閉会を宣す。(午後5時10分)) 以上で, 本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のおり会議の次第を記載し, 相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 2 年 12 月 25 日

議 長

高橋政継

議事録署名委員

西本隆洋

議事録署名委員

中村 富貴

議事録作成者

北村 沙季